

## 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年4月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240401	浮田産業交通株式会社 (法人番号 1410002005368) 代表者浮田 忠勝	秋田県秋田市新屋 町字渋谷地96番地 14	北浦営業所	秋田県男鹿市北浦北浦 字忍田78番1	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第9条 の2第1項	令和5年11月29日及び12月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。